

報道関係者 各位

令和8年8月27日（木）
【照会先（最低賃金）】
神奈川労働局 労働基準部 賃金室
室長 中村 高康 監察監督官 大屋 季之
（電話）045(211)7354
【照会先（業務改善助成金）】
神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課
課長 木村 隆志 課長補佐 笹島 知佐都
（電話）045(211)7357

令和8年度「神奈川県最低賃金」を改正決定します

- 54円引上げ 時間額1,279円に —
- 業務改善助成金など支援策の活用を —

神奈川労働局長（局長 ^{しゅくり}宿里 ^{あきひろ}明弘）は、下記のとおり「神奈川県最低賃金」について時間額1,279円（引上げ額54円）とする改正決定を行い、8月31日に官報公示を行います。

これにより、神奈川県最低賃金は、令和8年10月1日から1,279円に引き上げられることになります。

記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	官報公示日	発効日
1,279円	54円	4.40%	令和8年8月31日	令和8年10月1日

- 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 今後、神奈川労働局では、改正後の神奈川県最低賃金について、県内の事業場及び労働者にも広く周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。

神奈川働き方改革推進支援センターにおいて、中小企業・小規模事業場の賃金引上げ、業務改善助成金等助成金の活用、その他働き方改革を支援する取組に関して、労務管理の専門家が無料で、電話やメールでの個別相談、企業訪問やコンサルティングを行っております。

「神奈川働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）

電話：0120-910-090

eメール：kanagawa@workstylereform.net

※今年度の業務改善助成金の申請期間は令和8年9月1日から同年9月30日までとなりますのでご注意ください。